

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 12 月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、12 月度の受付台数は 11,351 台で前年同月比 98.0%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 京都市の小荷物専用昇降機定期検査任意報告について

京都市より、現在有効期限が H31 年 5 月以降の小荷物専用昇降機の定期検査任意報告について、「2 回目の任意報告の場合は、報告書（第二面）備考欄へ、所有者若しくは管理者へ任意提出を確認した上で、『所有者・管理者の意向により任意提出する』と記載したものに限り受け付ける。」との指導がありました。

既に京都市へ初回報告を行った小荷物専用昇降機で、平成 30 年度中（～H31 年 3 月 31 日）に検査報告する場合は、必ず所有者若しくは管理者へ確認の上、任意報告願います。

2. 大津市の（廃止・休止・再使用届）用紙の変更について

大津市建築基準法等施行細則の改正により、第 10 条の 2 の規定から第 10 条の 2 の 2 に規定改正され、用紙が「建築設備等廃止・休止・再使用届」から「昇降機等廃止・休止・再使用届」に変更されました。協議会ホームページの「帳票ダウンロード」ファイルを更新しましたのでご確認ください。

3. 川西市からの指導について

川西市より、要是正指摘物件の改善完了について、改善後の写真添付が必要との指導がありました。つきましては、改善完了届提出の際と報告時改善の際には、必ず改善後の写真を添付願います。写真添付については別添 1 様式若しくは別添 2 様式を使用してください。

4. 基準月の設定変更について

定期検査報告の基準月の設定は基本的に検査済証交付月ですが、各特定行政庁の細則等に定期検査報告の基準月について記載をしていない大阪府下、滋賀県下、京都市を除く京都府下、神戸市、奈良県下、和歌山県下については、「基準月変更届・統一要望書」を定期検査報告書に添付し、ご提出いただくことで変更可能です。

初回報告についても上記特定行政庁の物件は、平成 30 年 4 月 1 日以降ご提出の新規報告物件の基準月設定につきまして、検査済証交付月若しくは検査月に設定することができます。検査月を基準月に設定する場合は、既設同様「基準月変更届・統一要望書」を定期検査報告書に添付しご提出願います。

5. 協議会ホームページ更新について

上記 2.に記載の「帳票ダウンロード」ファイル更新と同様に、検査結果表についても一部誤記がありましたので更新しています。また、「主索の判定要領と記載例」についても訂正しています。合わせてご確認ください。

以上